

公益社団法人大日本書芸院 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大日本書芸院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横須賀市に置く。

(2) この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、不特定多数の人々に対して、書道芸術に関する指導と展覧会の開催等を行い、もって書道芸術の普及振興と社会文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 書道芸術に関する指導
- (2) 書道芸術に関する展覧会の開催
- (3) 機関誌その他書道芸術に関する刊行物の発行
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び諸外国において行うものとする。

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の3種の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」とする。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 名誉会員 この法人に特に功勞のあった者で社員総会の決議をもって推薦された者

(3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとし、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費等)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員となった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を6カ月以上滞納したとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、この法人の名称である「大日本書芸院」という表記をいかなる理由があろうとも無断で使用することはできない。また、この法人に対する義務を免れるが、未履行の

義務は、これを免れることができない。

- 3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員の設置)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 10 名以内
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、副理事長及び常務理事をそれぞれ 1 名以内置くことができる。

3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とする。

4 常務理事及び 2 名以内の理事を法人法上の業務執行理事とする。

5 理事のうち少なくとも 1 名以上は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 5 条第 15 号に掲げる者（以下「外部理事」という。）でなければならない。また、監事のうち少なくとも 1 名以上は、公益認定

法第5条第16号に掲げる者（以下「外部監事」という。）でなければならない。

（役員の選任）

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 常務理事は、この法人の常務を処理する。

5 理事長及び理事長以外の業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前2項の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを理事会に報告する。

（役員の任期）

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞

任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(名誉顧問、顧問及び協賛員)

第 26 条 この法人は、若干名の名誉顧問、顧問及び 10 名以内の協賛員を置くことができる。

2 名誉顧問、顧問及び協賛員は、この法人の重要事項について理事長の諮問に応ずる。

3 名誉顧問、顧問及び協賛員は、この法人に対し特に功績のあった者、若しくは学識経験者及び有識者のうちから、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

4 名誉顧問、顧問及び協賛員には、その職務に要する費用を弁償することができる。

5 前項に定めるもののほか、名誉顧問、顧問及び協賛員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集するものとする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は常務理事が議長に当たる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 33 条 この法人は、社員総会で決議した財産をこの法人の基本財産とすることができる。

- 2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ理事会の決議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 37 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消

滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 地域書道普及員

（地域書道普及員）

第 43 条 この法人は、日本全国及び諸外国において、1 地区に若干名の会員を有する地域に、それぞれ若干名の地域書道普及員を置くことができる。

2 前項の地域書道普及員は、この法人の事業を広く普及するために、事業を遂行する。

3 第 1 項の地域書道普及員は、理事会において選任及び解任する。

第 11 章 事務局

（事務局）

第 44 条 この法人は、事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免し、その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

第 12 章 補 則

（委任）

第 45 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は阿部一誠とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、令和 2 年 5 月 2 4 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 8 年 5 月 2 4 日から施行する。